平成26年度

科学研究費助成事業

科研費

公募要領

科学研究費補助金(研究成果公開促進費)

一 研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース ー

平成25年9月1日

独立行政法人日本学術振興会

(http://www.jsps.go.jp/)

はじめに

本公募要領は、平成26年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)「研究成果公開促進費(研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース)」の公募内容や応募に必要な手続き等を記載したものであり、

- Ⅰ 科学研究費助成事業-科研費-(研究成果公開促進費)の概要
- Ⅱ 公募の内容
- Ⅲ 応募される方へ
- Ⅳ 既に継続事業課題として採択されている方へ
- V 研究機関の方へ
- VI 応募書類の提出等

により構成しています。

このうち、「Ⅱ 公募の内容」においては、公募する種目に関する対象及び 事業期間等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「Ⅲ 応募される方へ」、「Ⅳ 既に継続事業課題として採択されている方へ」、「Ⅴ 研究機関の方へ」及び「Ⅵ 応募書類の提出等」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続き」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

今回の公募は、できるだけ早く各事業の応募者が事業を開始できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるよう、平成26年度予算成立前に公募を始めるものです。

したがって、予算の状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更が あり得ることをあらかじめ御承知おきください。

なお、平成26年度における主な変更点は以下のとおりです。

<平成26年度における主な変更点>

「研究成果公開発表」の公募・審査・交付について文部科学省から日本学術振興会へ移管されました。

目 次

1	科字	研究實際	り) 以争 🤻	兼一科	竹丁	₹-	(1)	井	放力	宋 亿	〉拼	ル	進	賀)	V,	り悩	安									
4	1 研9 2 種目 3 研9	完成果公開 目・・・・ 完成果公開	促進費(・・・ 促進費	の目的 ・・・ こ関する	・性林 ・・・ るル-	各・・・	• •	• •	•		•	• •	•	• •	•			•	•	• •	•	•	•	• •	•	•] •]
II	公募	の内容																								
4	(1) 后 (2) 后 (3) 后	夢する種目 夢から交割書付 な募書類 お募書類提 な募書の内容	出期限 出後の 付会場	までに彳 スケジ	テライ ュール	ヾき 。 レ (=	こと 予定	• •		• .	•••	• •		•			•	•		• •	•	•	•	•	•	• 3 • 4
		究成果公園																								
	(i) (5) (6) (7)	所究 対応 重応 事事 対 応象 募額 施 事 業 象 と・格 募額 施 施 を 実 実 と な ・ 格 募額 施 施 た な ・	開・・の・期主る 表・・限・・・費	(B)			• • •		•		•		•	• • •	•			•	•	• • •		•	• • •		•	· 6
	(ii) (a) (1) (2) (3) (4) (5) (6)	所究対応 成象募募業業 果・資金実実と ない。格額施施な	開発・・・ 期 ・・・ 間体経 を を も ・・・ も ・・・ も ・・・ も ・・・ も ・・・ も ・・・ も	(C)			• •	• •	•	• • •		• • •	•	• •	•	• • •	•	•	•	• • •	•	•	•		•	• 77 • 77 • 78
	(1) (2) (3) (4) (5) (6)	際情報発・ 対募募 応募 を を を を を を を を が が が り が り の が り り の の の り の り の り の り	・・・ 及び応 の制限 経費・	··· 募総額 ···					•		•		•	• •	•			•	•		•	•			•	8891111
	(2) (3) (4)	その他の	経費・ ・・・ 留意点	• • •	• • •	• •	• •	• •		• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	1 2 1 3 1 3
	(1) (2)	ータベーン 対象 で ① ② ジ	・・・	・・・ タベー ベース	・・・ ス・・・	•		• •	•		•		•	• •	•		•	•	•			•	• •		•	1 3 1 3 1 4 1 4 1 4

	② 学術誌データベース ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5 1 5
Ш	応募される方へ	1 9
1	応募の前に行っていただくべきこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
	(1) 研究成果公開発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
	(2) 国際情報発信強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
	(3) 学術図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	(4) データベース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
2	応募書類の作成・応募方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	(1) 研究成果公開発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	① 応募に必要な書類及び提出部数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	② 応募書類作成に当たって留意していただくべきこと ・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 国際情報発信強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
	① 応募に必要な書類及び提出部数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
	② 応募書類作成に当たって留意していただくべきこと ・・・・・・・・・・・・・	1 8
	(3) 学術図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	① 応募に必要な書類及び提出部数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	② 応募書類作成に当たって留意していただくべきこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9 9 1
	① 応募に必要な書類及び提出部数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	② 応募書類作成に当たって留意していただくべきこと ・・・・・・・・・・・・・	
	(5) 審査希望分野の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\frac{2}{2}$ $\frac{1}{3}$
IV	既に継続事業課題として採択されている方へ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
V	研究機関の方へ	
•		
1	「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと・・・・・・・・・・・・・	2 6
	(1)「研究機関」としての要件と指定・変更の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
	(2)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整	
	備等自己評価チェックリスト」の提出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
	(3) 公募要領の内容の周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
0	上井井本の下り→1 は 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	9. 7
2	応募書類の取りまとめに当たって確認していただくべきこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 (2 7
	(1) 心寿頁恰以惟認 ************************************	21
3	応募書類の取りまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
VI	応募書類の提出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 .U
: T		
(参	考 1) 審査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
(参	考2)科学研究費補助金取扱規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
(参	考3)独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領・・・・・	4 0
(参	考4)平成25年度科研費(補助金分・基金分)の交付状況等・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
1	平成25年度科研費(補助金分・基金分)の交付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
2	平成25年度科学研究費補助金(研究成果公開促進費)の交付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 l

【参考】 別冊は、下記の内容となっていますので参照してください。

〈別冊〉

平成26年度科学研究費助成事業-科研費-公募要領 科学研究費補助金(研究成果公開促進費) - 研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース - (応募書類の様式・記入要領)

○応募者が作成する様式

- 1 研究成果公開発表
 - ①研究成果公開発表(B)(別冊①)
 - ・「計画調書」
 - 「応募カード」
 - ②研究成果公開発表(C)(別冊①)
 - ・「計画調書」
 - ・「応募カード」
- 2 国際情報発信強化(別冊②)
 - ・「計画調書」
 - ・「応募カード」(注)
- 3 学術図書 (別冊③)
 - ・「計画調書」
 - ・「応募カード」(注)
 - · 「見積書<学術図書刊行用>」
 - ・「見積書<学術図書翻訳・校閲用>」
 - ・「発行部数積算書」
- 4 データベース
 - ①研究成果データベース (別冊④)
 - ・「計画調書」
 - ・「応募カード」(注)
 - ・「見積書<入力作業委託費>」
 - · 「見積書<CD-ROM, DVD-ROM 等作成委託費>」

②学術誌データベース(別冊④)

- ・「計画調書」
- ・「応募カード」(注)
- ・「見積書<入力作業委託費>」
- ·「見積書<CD-ROM, DVD-ROM 等作成委託費>」

○研究機関が作成する様式

- ・「応募書類の提出書」様式T-51
- ·「計画調書(表紙)」様式T-52
- ・「応募カード(表紙)」様式T-53
- ※本会ホームページ(http://www.jsps.go.jp)において、各様式のPDFファイル及び書き込み可能なファイルを掲載しています。
- (注)「応募カード」は、必ず本会ホームページにおいて掲載した Excelファイルをダウンロードして作成してください。

I 科学研究費助成事業-科研費-(研究成果公開促進費)の概要

1 研究成果公開促進費の目的・性格

科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)のうち、研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものであり、優れた研究成果の公的流通の促進を図るものです。

2 種目

研究成果公開促進費には、次の種目があります。 (平成26年度予定) 研究成果公開促進費の応募、審査及び交付の業務は日本学術振興会が行います。

JUNANIA IN INCLES	(2)心势、苗重人(2)人门(2)人们(3)人们(3)人
種 目	目的・内容
研究成果公開促進費	
研究成果公開発表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う 取組への助成
学術定期刊行物 (継続事業課題のみ)	学会又は複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するために定期的に 刊行する学術誌の助成 ※新規募集は行いません
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成

3 研究成果公開促進費に関するルール

- (1) 研究成果公開促進費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」(以下、「適正化法」という。)、「科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領(平成15年規程第17号)」等の適用を受けるものです。
- (2) 研究成果公開促進費には次の3つのルールがあります。
 - ①応募ルール:応募・申請に関するルール
 - ②評価ルール:事前評価(審査)に関するルール
 - ③使用ルール:交付された科研費の使用に関するルール
- (3) これらのルールは、今回、日本学術振興会が公募する研究成果公開促進費に関し、次のように適用されます。

種目	応募ルール	評価ルール	使用ルール			
研究成果公開発表 国際情報発信強化 学術図書 データベース	公募要領	科学研究費助成事業における 審査及び評価に関する規程 ※平成26年度の評価ルール は10月上旬頃公表予定	【応募者向け】 補助条件 *【研究機関向け】 科学研究費助成 事業(科学研究費補助金)の使用に ついて各研究機関が行うべき事務			
-			等			

注)*は「研究成果公開発表(B)」「学術図書」「データベース(研究成果データベース)」において、科研費の管理を、 応募者が所属する研究機関が行うこととなる場合に該当します(2頁、「(4)科研費の適正な使用」参照。)。

(4) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける者には、法令及び使用ルール(補助条件)に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、科研費の不正な使用等を行わないことを確認します。

また、「学術図書」「データベース(研究成果データベース)」において、応募者が研究機関(科学研究費補助金取扱規程(昭和40年3月30日文部省告示第110号)第2条に規定される研究機関(33頁参照)。以下同じ。)に所属する場合、また、「研究成果公開発表(B)」において、応募者が地方公共団体の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち、学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの(33頁参照)に所属する場合には、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、応募者が所属する研究機関が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務(機関使用ルール)を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出については納品検査を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

応募者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解 の上、応募してください。

(5) 科研費の使用に当たっての留意点

科研費(補助金分)は、応募に当たって事業期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の事業課題は、当該期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して補助金を使用することはできません。

また、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、日本学術振興会を通じて文部科学大臣が財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

(6) 関係法令等に違反した場合の取り扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、補助事業を実施 した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

(7) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為を行った応募者等については、一定期間、科研費を交付しないこととしています。(詳細については、「(参考2)科学研究費補助金取扱規程」(35頁)、「(参考3)独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領」(42頁)を参照してください。)また、不正な使用、不正な受給又は不正行為が認められた事業課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。なお、これらに該当する応募者については、当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要(研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、事業課題、予算額、事業年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を原則公表することとします。

また、科研費以外の競争的資金(他府省所管分を含む。)で不正な使用、不正な受給又は 不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される応募者についても、当該一 定期間、科研費を交付しないこととしています。

さらに、他府省を含む他の競争的資金担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。) に当該不正事案の概要を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限され る場合があります。

なお、これらに該当する応募者については、他府省を含む他の競争的資金担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。)に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要(研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。

Ⅱ公募の内容

今回の公募は、できるだけ早く応募者が事業を開始できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるように、平成26年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の成立状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更があり得ること をあらかじめ御承知おきください。

1 公募する種目

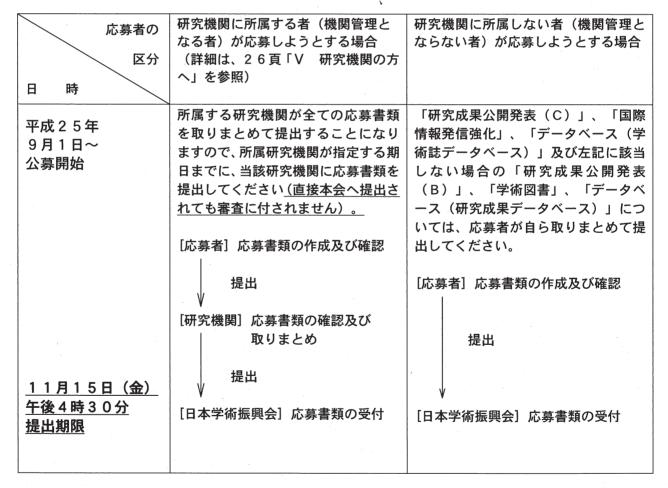
今回、日本学術振興会が公募する種目は次のとおりです。

「研究成果公開発表」、「国際情報発信強化」、「学術図書」及び「データベース」 ※「学術定期刊行物」は新規の募集を行いません。

2 応募から交付までのスケジュール

(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究機関に所属する応募者は所属研究機関と十分連携し、適切に対応してください。



<応募書類を持参する場合>

平成25年11月11日(月)~11月15日(金)

(午前9時30分~正午まで 及び 午後1時~午後4時30分まで【時間厳守】)

受 付 場 所:独立行政法人日本学術振興会 3 階会議室

(麹町ビジネスセンタービル内) (予定)

※ 5頁「(3)応募書類受付会場案内図」を参照してください。

<応募書類を送付する場合>

郵便等送付先:〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 (麹町ビジネスセンタービル内) 独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第二課 「研究成果公開促進費」応募受付担当

※ 応募書類の送付に当たっては、配達が証明できる方法(特定記録、小包、簡易書留、 宅配便等)で**平成25年11月11日(月)~11月15日(金)に到着**するように、 余裕を持って発送してください。

なお、送付された応募書類のうち、平成25年11月14日(木)までに発送した ことが証明できる場合に限り、11月18日(月)に到着したものまで受理します。

※ 封筒等の表には、種目ごとに<u>「応募書類の様式・記入要領」(別冊①~④)に綴じ</u> てある「応募用封筒ラベル」を添付してください。

(2) 応募書類提出後のスケジュール(予定)

国際情報発信強化A、 オープンアクセス刊行支援	国際情報発信強化B	研究成果公開発表、学術図書、データベース			
平成26年1月~2月 書面審査	平成26年1月~2月 書面審査	平成25年12月			
平成26年1月~3月 合議審査	平成26年1月~3月 合議審査	~平成26年1月 書面審査			
平成26年4月 ヒアリング審査		平成26年2月~3月 合議審査			
平成26年5月下旬 交付内定	平成26年4月上旬 交付内定				
6 月中旬 交付申請	4月下旬 交付申請	平成26年4月上旬 交付内定			
7月上旬 交付決定	6月中旬 交付決定	4月下旬 交付申請			
7月下旬 送金(前期分)※	6月下旬 送金(前期分)※	6月中旬 交付決定			
10月頃 送金(後期分)※	10月頃 送金(後期分)※	6月下旬 送金(前期分)※			
		10月頃 送金(後期分)※			
·		(学術図書の送金は、補助事業完了後)			

※平成24年度より、交付請求額(直接経費)が300万円以上となる場合には、前期分(4~9月)、後期分(10月~3月)に分けて送金し、交付請求額(直接経費)が300万円未満となる場合には、前期に一括して送金します。

(3) 応募書類受付会場案内図

〈受付会場〉独立行政法人日本学術振興会 3階会議室 (麹町ビジネスセンタービル内) (予定) 〈受付会場〉独立行政法人日本学術振興会 日本学術振興会 麹町ビジネスセンター 3階会議室(麹町ビジネスセンター内) ★アクセス時間★ ○有楽町線 麹町 徒歩6分 ○JR中央線 四ッ谷 徒歩8分 ○丸ノ内線 四ッ谷 徒歩10分 ○南北線 四ッ谷 徒歩10分 사口3番出入口 アトレ JR 四ッ谷 三井住友銀行 ポプラ 外口2番出入口 駅 000 000 _広場 JR赤坂口 ◆사口1番出入口 000 肉のハナマサ 麹町駅 4番出入口 トロ丸ノ内線·南北線 東京トヨペット 文房具屋 みずほ 銀行 四ッ谷駅 オリコ 000 000 日本学術振興会 上智大学 麹町ビジネスセンター ~~~新宿通り~~~ (麹町大通り) 千代田区麹町五丁目3番地の1 弘済会館 口

3 各種目の内容

① 研究成果公開発表

(i)研究成果公開発表(B)

(1) 対象

学会や民間学術研究機関等が主催するシンポジウム・学術講演会等で、青少年や一般社会人の 関心が高いと思われる分野の研究動向・研究内容を、分かりやすく普及啓発しようとするもの。 なお、主催団体の会員のみを対象とするものは対象となりません。

(2) 応募資格

ア 学会(日本学術会議協力学術研究団体に限る。以下同じ。)の代表者。学会の支部等が実施する場合であっても、学会の代表者が応募してください。

イ 地方公共団体の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち、 学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものの代表者。 (33頁「(参考2)科学研究費補助金取扱規程」第2条第1項第4号参照) 応募に当たっては、経理事務・監査体制の整備がなされていなければなりません。

(3) 重複応募の制限

同一団体(同一学会(同一学会の支部等が実施する場合も同一学会とみなす)及び同一法人)からの応募は原則として1件とします。ただし、同一団体で明らかに内容が異なるシンポジウム・学術講演会等を開催する場合にあっては2件まで応募できることとします。 なお、同一団体から2件を超えて応募があった場合は、同一団体からの応募については、全て

なお、同一団体から2件を超えて応募があった場合は、同一団体からの応募については、全て 審査の対象としません。

- (4) 応募金額 150万円以内
- (5) **事業実施期間** 開催日:平成26年7月1日~平成27年3月31日

(6) 事業実施主体

ア 学会又は学会の支部等

イ 地方公共団体の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち、 学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの (33頁「(参考2)科学研究費補助金取扱規程」第2条第1項第4号参照)

(7) 対象となる経費

区分	経費	
シンポジウム等	会場借料	事業を開催する会場の借料 (開催当日会場で使用するマイク、スク
開催のための経		リーン等の機器借料のための経費を含む。)
費	消耗品費	消耗品を購入するための経費
	人件費・謝金	事業開催への協力をする者のための経費
	その他	上記のほか当該事業の遂行に係る経費
		(例:事務委託費、会議費(食事(アルコール類を除く)費用等)、
		通信費(切手, 電話等)、運搬費、資料作成に係る費用)

(ii)研究成果公開発表(C)

(1) 対象

我が国の学会が主催する国際シンポジウム・国際会議等で、主催にかかる運営体制が確保され ているもの。また、共催で開催する場合には応募学会が主体となって開催するものを対象としま す。

なお、日本学術会議の「共同主催国際会議」に採択されているものは対象となりません。

(2) 応募資格

学会(日本学術会議協力学術研究団体に限る。以下同じ。)の代表者。学会の支部等が実施す る場合であっても、学会の代表者が応募してください。

応募に当たっては、学会において、経理事務及び監査体制の整備がなされていなければなりま せん。

(3) 応募金額

1,000万円程度まで(2年計画であれば2年間の総額)

(4) 事業実施期間 $1 \oplus 2 \oplus 2 \oplus 4$

ア 1年計画の場合・・・国際シンポジウム等の準備及び開催を同一年度内に実施

イ 2年計画の場合・・・1年目に国際シンポジウム等の準備、2年目に準備及び開催を実施

区分	実施期間
1年計画又は平成26年度が2年計画の1年目の場合	平成26年7月1日~平成27年3月31日
平成26年度が2年計画の2年目の場合	平成26年4月1日~平成27年3月31日

(5) 事業実施主体 学会又は学会の支部等

(6) 対象となる経費

区分	経費	
1年計画の場合	会場借料	事業を準備するために必要な会場の借料及び事業を開催する
(シンポジウム準		(開催当日会場で使用するマイク、スクリーン等の機器借料の
備及び開催のため		ための経費を含む。)
の経費)	消耗品費	消耗品を購入するための経費
	招へい旅費	特別講演等のため来日する外国人研究者の招へい旅費(交通 費、滞在費)
	人件費・謝金	事業準備及び開催への協力をする者のための経費
	その他	上記のほか当該事業の遂行に係る経費
	*	(例:事務委託費、会議費(食事(アルコール類を除く)費用等)、
		通信費(切手、電話等)、運搬費、資料作成に係る費用)
2年計画の場合	会場借料	事業を準備するために必要な会場の借料
1年目	消耗品費	消耗品を購入するための経費
(シンポジウム準	人件費・謝金	事業準備への協力をする者のための経費
備のための経費)	その他	上記のほか当該事業の遂行に係る経費
		(例:事務委託費、会議費(食事(アルコール類を除く)費用等)、
		通信費(切手、電話等)、運搬費、資料作成に係る費用)
2年目	会 場 借 料	事業を開催する会場の借料(開催当日会場で使用するマイク、
(シンポジウム準		スクリーン等の機器借料のための経費を含む。)
備及び開催のため	消耗品費	消耗品を購入するための経費
の経費)	招へい旅費	特別講演等のため来日する外国人研究者の招へい旅費(交通
		費、滞在費)
	人件費・謝金	事業開催への協力をする者のための経費
	その他	上記のほか当該事業の遂行に係る経費
		(例:事務委託費、会議費(食事(アルコール類を除く)費用等)、
	· ·	通信費(切手、電話等)、運搬費、資料作成に係る費用)

② 国際情報発信強化

(1) 対象

研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫 したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組。

なお、取組の例としては、以下のようなものがあげられます。

- ・複数の学術団体等で協力体制をとることにより、国際情報発信力を強化する取組。
- ・電子化やオープンアクセス刊行により、国際情報発信力を強化する取組。
- ・独創的な計画等により、国際情報発信力を強化する取組。

(2) 応募資格

学術刊行物の発行に関わる学術団体等の代表者。

ただし、学術団体等は、出版社及び大学、研究機関等を除き、かつ、所在地が日本国内にあるものに限ります。

(3) 応募区分及び応募総額

応募区分は次の3種類とします。

区分	応募総額(※1)	種別(※3)
国際情報発信強化(A)	2,000万円以上	種別I
国際情報発信強化(B)	100万円以上	種別I・Ⅱ
	2,000万円未満	
オープンアクセス刊行支援(※2)	2,000万円以上	種別I

- ※1 助成期間全体での総額となります。
- ※2 オープンアクセス刊行とは、利用者が対価を支払うことなしに、研究成果を利用することができる刊行形態とします。また、オープンアクセス刊行のスタートアップを助成対象とすることとし、助成対象となる刊行時期については、3年目の平成28年10月末頃までにオープンアクセス刊行するもの、又は平成24年9月以降にオープンアクセス刊行したものを対象とします。
- ※3 刊行される学術刊行物により以下の2つに分類します。

種別 I:掲載する内容が全て英文の学術刊行物に関する情報発信力強化の取組。 (なお、英文以外の外国語の場合はその理由を記載すること。)

種別Ⅱ:種別Ⅰ以外の学術刊行物に関する情報発信力強化の取組。

ただし、原則として人文・社会科学領域における取組を対象とし、和文の 原著論文の全てについて、英文の研究抄録又は翻訳を有するものとします。

(4) 重複応募の制限

① 一つの学術団体等が応募できるのは、同一の応募区分には、1件となります。

異なる応募区分に重複して応募しようとする場合、次の制限があります。

- ア. 「国際情報発信強化(A)」と「国際情報発信強化(B)」に重複して応募することはできません。
- イ.「オープンアクセス刊行支援」には重複応募できますが、対象とする学術刊行物及び 応募対象経費の内容に重複がないものとします。

(表1参照)

② 一つの学術団体等の応募とは別に、複数の学術団体等で協力体制をとる団体等を代表して応募することができます。ただし、当該学術団体等が単独で応募する事業課題と、協力体制をとる学術団体等として応募する事業課題の応募対象とする刊行物及び応募対象経費の内容に重複がないものとします。

また、同一の協力体制をとる学術団体等が重複応募する場合は、上記①と同様の制限があります。

(表2、表3参照)

③ 「学術定期刊行物」の継続事業課題のある学術団体等が本種目に重複して応募する場合は、「N 既に継続事業課題として採択されている方へ」(25頁)を参照してください。

重複応募の制限等については、10頁から11頁の表のとおりです。

(表1)「単独の学術団体等での応募(甲欄)→単独の学術団体等での応募(乙欄)」型

甲欄		乙欄	国際情報発信強化 新規 単独の学術団体等	(B) 新規 での応募 国際情報発信強化 新規 単独の学術団体等	オープンアクセス 新規 単独の学術団体等
国際情報発信強化(A)	新規	単独の学術団体等 での応募	· -	, ×	
国際情報発信強化 (B)	新規	単独の学術団体等 での応募	×	_	
オープンアクセス 刊行支援	新規	単独の学術団体等 での応募	*	*	_
学術定期刊行物	継続	単独の学術団体等 での応募	*	*	

空欄:双方の事業課題とも応募できる

-:同一の応募区分においては、一つの事業課題にのみ応募できる

×:一つの事業課題にのみ応募できる(甲欄の事業課題に応募した場合には、 乙欄の事業課題に応募できない)

※:国際情報発信強化(A)又は国際情報発信強化(B)のいずれか一方に 応募できる

(表 2) 「単独の学術団体等での応募(甲欄)→複数の学術団体等での応募(乙欄)」型

甲欄	7	乙欄	国際情報発信強化 新規 複数ので	国際情報発信強化 新規 複数の	オープンアクセス 新規 複数のが
			の 学 術 団 体 等	の応募 学術団体等	の応募 が 原 の の の の の の の の の の の の の
国際情報発信強化(A)	新規	単独の学術団体等 での応募	*	*	
国際情報発信強化 (B)	新規	単独の学術団体等 での応募	*	*	
オープンアクセス 刊行支援	新規	単独の学衛団体等 での応募	*	*	
学術定期刊行物	継続	単独の学術団体等 での応募	*	*	

空欄:双方の事業課題とも応募できる

※:国際情報発信強化(A)又は国際情報発信強化(B)のいずれか一方に 応募できる

(表 3) 「複数の学術団体等での応募(甲欄)→複数の学術団体等での応募(乙欄)」型

		乙欄	国際情報発信強化	国際情報発信強化	オープンアクセス
			新規	新規	新 規
甲欄			複数の学術団体等	複数の学術団体等	複数の学術団体等
国際情報発信強化(A)	新規	複数の学術団体等 での応募	. - .	×	
国際情報発信強化 (B)	新規	複数の学術団体等 での応募	×	-	
オープンアクセス 刊行支援	新規	複数の学術団体等での応募	*	*	<u>-</u>

空欄:双方の事業課題とも応募できる

-:同一の応募区分においては、一つの事業課題にのみ応募できる

×:一つの事業課題にのみ応募できる(甲欄の事業課題に応募した場合には、 乙欄の事業課題に応募できない)

※:国際情報発信強化(A)又は国際情報発信強化(B)のいずれか一方に 応募できる

(5) 応募対象経費

国際情報発信力の強化を行うための取組(査読審査、編集、出版及び電子ジャーナルでの流通等)に必要となる経費とします。

学術団体等の経常的な経費等これらの取組と直接関係しないものについては、対象となりません。

(対象経費の具体的な例については、計画調書作成・記入要領を参照)

(6) 助成期間

5年間(原則として、5年間の内約を行いますが、助成期間を単年として採択することがあります。)

5年間の内約を行った事業課題については原則として3年目で中間評価を実施します。 この評価結果により、4、5年目の助成を中止する場合があります。

(7) その他の留意点

① 学術刊行物の発行に関わる学術団体等においては、採択された事業課題を開始しようとする時までに、事業を遂行する上で必要な調達に関するルールを定めなければなりません。

ルールの作成に当たっては、例えば役員の所属する研究機関の調達ルールや 国の基準を準用するなどして、適切に定めてください。

② 学術刊行物の発行に関わる学術団体等において、採択された事業課題を開始しようとする時までに、学術刊行物に掲載された論文について他の媒体で公開もしくは利用する際の著作権に関するルールを定めることが求められています。

著作権に関するルール (著作権ポリシー) の例

- ・学術刊行物の刊行と同時に搭載を承認し、公式に発表した出版版を他の媒体で 公開することを認めている。
- ・学術刊行物の刊行後、一定期間(6ヶ月)経過後に、出版版に至る前の著者最終原稿を公開することを認めている。
- ・学術刊行物の刊行後、1年間は、他の媒体での公開を認めていない。
- ③ 「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領」第 18条及び第19条の規定に基づき、当該事業の経理及び事業の遂行状況について実地 調査を行っておりますので、調査対象となった場合は御協力ください。

③ 学術図書

(1) 対象

個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書、又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するもの(CD-ROM 又は DVD-ROM 等を媒体としたものについても対象とします。)

<刊行のみ行うもの>

研究成果の論文等について、刊行し、市販されるもので、学術的価値が高いもの(特に独創的又は先駆的なもの)、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすもの

<翻訳・校閲の上、刊行するもの>

日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上、刊行し、市販されるもので、学術的価値が高いもの(特に独創的又は先駆的なもの)、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすもの

なお、以下に該当するものは公募の対象となりません。

- ① 既に類似の成果が刊行されているもの
- ② 既に学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの
- ③ 学術研究の成果とは言い難いもの
- ④ 大学、研究所等の研究機関がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
- ⑤ 出版社等の企画によって刊行するもの
- ⑥ 市販しないもの
- ⑦ 十分に市販性があるもの

(2) 応募対象経費

対象となる経費は、学術図書の刊行に必要となる経費のうち次に該当する経費のみとなります。

- ① 翻訳・校閲経費(ただし、当該事業の主体となる応募者本人及び研究者グループ等に参加している者への支出は対象となりません。)
- ② 直接出版費のうち以下のa)~g)の経費
 - a)組版代
- b) 製版代
- c)刷版代 d)印刷代

- e) 用紙代
- f) 製本代
- g) CD-ROM 又は DVD-ROM 等の作成に係る経費(マスター作成代、ディスク代、製版代)

ただし、応募できる刊行経費の上限額は下記のとおりとします。

※「応募上限額」は、直接出版費(印刷に係る経費)から図書の売上げ収入見込みを差引いた、当該学 術図書を刊行するために必要とされる経費として要求できる科研費の上限額です。

応募上限額=直接出版費(税込) - {定価(税込) \times 0. $7\times$ 0. $5\times$ (発行部数 \times 0. 6) }

※0.7= 卸売係数 0.5=原価率 0.6=売上率

(3) 事業期間

- ① 「刊行のみ行うもの」 **1年間**(刊行は平成27年2月28日まで)
- ② 「翻訳・校閲の上刊行するもの」 1~2年間
 - a) 平成27年2月28日までに、翻訳・校閲から刊行まで完了するものは1年間
 - b) 平成27年2月28日までに翻訳・校閲を行い、平成28年2月29日までに刊行するものは**2年間**(ただし、<u>出版社等への原稿渡しは、平成27年4月1日以降</u>とします。)
- ③ 翻訳者・校閲者又は出版社等への<u>原稿渡しが、平成26年4月1日より前のものは公募</u>の対象となりません。
- ④ 翻訳者・校閲者又は出版社等への**原稿渡しを6月30日まで**に行えること(ただし、採 択後に、応募の際に予期できなかった事情により原稿渡しが遅れる場合は、日本学術振興 会に相談すること。)

(4) その他の留意点

- ① 卸売価格は、原価を下回ることはできません。
- ② 発行部数のうち市販以外の部数は30部までとします。
- ③ 科研費による刊行は無印税とし、著者・編者・著作権者は、一切の利益を受けることができません。

④ データベース

(1) 対象

我が国の学術研究の動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするもの

(2) 応募区分

データベースでは、次の2つの区分により公募します。

① 研究成果データベース:

- ア 個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、**既に実用に供し得る条件を備え**、かつ、学術的価値が高く、次の条件を全て満たすもの
 - a) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するもの
 - ・ 我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野
 - ・ 国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内において データベース化する必要のある分野
 - ・ 国内で学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも同様な内容のデータベースが存在しない分野
 - ・ 国際的にも重要な分野で、データベースの形成に対して我が国に協力を 求められている分野
 - b) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の 作業等について、作成組織及び技術的方式が確立しているもの
 - c) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確なもの
 - d) データ容量、所要経費が相当量(額)以上であること
 - e) 学術誌データベースが対象とするものではないこと
- イ なお、採択されたもののうち、研究者による有効利用を通じ、当該分野における学術研究の発展に特に有用であると見込まれるデータベースで、重点的かつ継続的な助成を行うものを「**重点データベース**」とし、その他を「**一般データベース**」とします。

「重点データベース」として採択されたものについては、事業期間(最長5年)を限度とした内約期間及び内約額を提示するものとします。

② 学術誌データベース:

- ア 我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等(以下「学術団体等」という。)が作成するデータベースで、**学術団体等が発行する学術誌の過去の掲載論文等のアーカイブを構築するもの**で、学術的価値が高く、<u>次の条件を全て満たすもの</u>
 - a) 重要な学術研究の成果の発信を目的とした学術的価値が高い学術誌の電子 アーカイブ事業であること
 - b) 当該データベースの公開が継続できることが見込まれること
 - c) データベースを流通させるためのシステムを既に有する又は他のシステム を活用するなど、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立し ており、電子化された学術誌の公開計画が明確なもの
- イ なお、採択されたもののうち、特に早期のデータベース構築が望まれるものに ついては、重点的かつ継続的な助成を行うこととし、事業期間(最長5年)を限 度とした内約期間及び内約額を提示するものとします。

(3) 応募対象経費

対象となる経費は、<u>データベースの作成に必要となる経費のうち、**次に該当する経費の**</u> **み**となります。

データベース作成に必要となる経費であっても、データ収集・整理を行うための経費、システム開発・管理を行うための経費は補助対象となりません。

なお、CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託費については、公開目的のものを対象とします。

① 研究成果データベース:

研究成果データベースの作成に直接必要となる経費のうち以下のa) $\sim g$) の 経費 (ただし、a) $\sim c$) については、当該事業の主体となる応募者本人及び研究者グループ等に参加している者 (作成分担者等) への支出は対象となりません。)

- a) 入力作業協力に対する人件費・謝金(入力作業への協力をする者に係る 謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費)
- b) 入力作業委託費
- c) 著作権使用料
- d) 国内連絡旅費(10万円程度までとします)
- e)消耗品費
- f) CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託費(マスター作成代、ディスク代、製版代)
- g) その他(複写費、現像・焼付費、通信費(切手、電話等)、運搬費等)

② 学術誌データベース:

学術誌データベースの作成に直接必要となる経費のうち以下のa)~f)の経費 (ただし、a)~c)については、当該事業の主体となる応募者本人及び応募団体に参加している者(作成分担者等)への支出は対象となりません。)

- a) 入力作業協力に対する人件費・謝金(入力作業への協力をする者に係る 謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費)
- b) 入力作業委託費
- c) 著作権使用料
- d)消耗品費
- e) CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託費(マスター作成代、ディスク代、製版代)
- f) その他(複写費、現像・焼付費、通信費(切手、電話等)、運搬費等)

(4) 事業期間 1~5年間

(5) その他の留意点

入力作業委託業者、CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託業者の選定に際して**下記の条件のいずれかに該当する場合は競争入札を行ってください。該当しない場合は複数の業者から見積書**を徴した上で選定してください。

[競争入札を要する契約]

- ・「入力作業委託」「その他(複写費、現像・焼付費、通信費、運搬費等)」に係る契約が、 1件につき100万円を超える場合。
- ・「消耗品」の購入に係る契約が、1件に付き160万円を超える場合。
- · 「CD-ROM、DVD-ROM 等作成委託」に係る契約が、1件につき250万円を超える場合。

Ⅲ 応募される方へ

1 応募の前に行っていただくべきこと

応募の前に下記の応募資格を満たしていることを確認してください。

(1) 研究成果公開発表

- ① 研究成果公開発表(B):学会(日本学術会議協力学術研究団体に限る。以下同じ。)の 代表者、又は地方公共団体の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち、学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定する ものの代表者。(33頁(参考2)科学研究費補助金取扱規程 第2条第1項第4号 参照)
- ② 研究成果公開発表(C):学会(日本学術会議協力学術研究団体に限る。以下同じ。)の代表者。 応募に当たっては、経理管理事務・監査体制の整備がなされていなければなりません。

(2) 国際情報発信強化

取組事業の主体となる学術団体等(所在地が日本国内にあるものに限る)の代表者 応募に当たっては、経理管理事務・監査体制の整備がなされていなければなりません。

(3) 学術図書

刊行又は翻訳・校閲事業の主体となる個人又は研究者グループ等の代表者で<u>以下の条件</u>を全て満たす**著作権者**

- ① 応募時から補助事業が完了するまでの間、日本国内に居住している者
- ② 応募時に「完成した原稿等」 (注) を提出することが可能な者
- (注) 「完成した原稿等」とは、①刊行のみを行う場合は、出版社等へ原稿を渡して組版等の作業に取りかかれる状態の原稿を指し、②翻訳・校閲の上、刊行を行う場合は、翻訳者・校閲者に原稿を渡して翻訳・校閲作業に取りかかれる状態の原稿を指します。

(4) データベース

- ① **研究成果データベース**: データベース作成事業の主体となる個人又は研究者グループ等の代表者(応募時から補助事業が完了するまでの間、日本国内に居住している者に限る)
- ② **学術誌データベース**: データベース作成事業の主体となる学術団体等(所在地が日本国内にあるものに限る)の代表者

<u>ただし、学術団体等において、経理管理事務・監査体制の整備がなされていなければなりません。</u>

2 応募書類の作成・応募方法等

(1) 研究成果公開発表

① 応募に必要な書類及び提出部数

応募に必要な書類	提出部数
研究成果公開発表計画調書	5部(正1部、副4部) ※副のうち1部はクリップでとめる
応募カード	1 部

※ 応募書類に含まれる個人情報は、科研費の業務のために利用(データの電算処理及び 管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する他、採 択された事業課題については、シンポジウム・学術講演会等名、主催団体名、代表者役 職・氏名、交付予定額等を公開します。

研究成果公開発表(B)において、応募金額の枠内で「同一内容のシンポジウム等」を2ヶ所以上で開催する場合は、複数の開催を1つの計画としてまとめた上で、1件の応募としても差し支えありません。

- ② 応募書類作成に当たって留意していただくべきこと
- 1) 公募の対象となる事業であることを確認してください。(6頁参照。)
- 2) 応募に際して、審査希望分野を選定してください。

「(5)審査希望分野の選定」(23頁)を参照してください。

- 3) シンポジウム・学術講演会等名は、原則として変更できません。
- 4) 応募書類は「研究成果公開発表計画調書作成・記入要領」及び「研究成果公開発表応募カード作成・記入要領」に従い作成してください。

また、計画調書の副は、正(記名押印又は署名したもの)の写しで構いませんが、両面印刷し、所定の様式どおりに作成してください。

5) 「応募カード」に基づいて審査資料を作成しますので、応募カード作成の際は、所定の様式を日本学術振興会のホームページからダウンロードの上、作成記入上の注意に従って作成することとし、計画調書に記載した内容と異なったり、記入漏れ等が無いようにしてください。誤記入、記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならない場合があります。

応募書類の提出については、「VI 応募書類の提出等」(30頁)を参照してください。

(2) 国際情報発信強化

① 応募に必要な書類及び提出部数

応募に必要な書類	提出部数
国際情報発信強化計画調書 (「広領域」での審査を希望する場合 (審査希望分野が2つの場合及び3つの場合) も右の部数を提出すること。)	17部(正1部、副16部) ※副のうち1部はクリップでとめる
応募カード	1 部
その他の審査資料	各1部
上記のほか、必要に応じて最近の発行状況を示す学術刊行物が掲載されたホームページのURLをプリントしたもの。(ホームページに掲載していない場合は最新刊行物等でも可。)	必要に応じて、1部

- ※ 応募書類に含まれる個人情報は、科研費の業務のために利用(データの電算処理及び 管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する他、採 択された事業課題については、取組名、応募者氏名、交付予定額等を公開します。
- ② 応募書類作成に当たって留意していただくべきこと
- 1) 公募の対象となる事業であることを確認してください。(8頁参照。)
- 2) 応募に際して、審査希望分野を選定してください。
 - 「(5)審査希望分野の選定」(23頁)を参照してください。
- 3) 取組の名称は、原則として変更できません。
- 4) <u>応募書類は「国際情報発信強化計画調書作成・記入要領」及び「国際情報発信強化応募</u> カード作成・記入要領」に従い作成してください。

また、計画調書の副は、正(記名押印又は署名したもの)の写しで構いませんが、両面印刷し、所定の様式どおりに作成してください。

- 5) 「応募カード」に基づいて審査資料を作成しますので、応募カード作成の際は、所定の様式を日本学術振興会のホームページからダウンロードの上、作成記入上の注意に従って作成することとし、計画調書に記載した内容と異なったり、記入漏れ等が無いようにしてください。誤記入、記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならない場合があります。
- 6) 「その他の審査資料」でA4判サイズ以外のものは、A4判に拡大・縮小コピーを行うか、A4判の大きさの台紙に貼り付けるなどして、A4判に統一してください。
- 7) 「その他の審査資料」については、複数枚ある場合は散逸しないように綴じ合わせ、資料の表紙(1ページ目)右上に丸囲みのアルファベット (A)~(D) を記載してください。
- 8) 「その他の審査資料」について、やむを得ない事情により提出できない資料がある場合は、必ず計画調書の所定の記入欄に、提出できない資料とその理由を記入してください。

応募書類の提出については「VI 応募書類の提出等」(30頁)を参照してください。

(3) 学術図書

① 応募に必要な書類及び提出部数

応募に必要な書類	提 出 部 数		
学術図書計画調書	5 部(正 1 部、副 4 部) ※副のうち 1 部はパップ でとめる		
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部(正1部、副9部) 15部(正1部、副14部) ※副のうち1部はクリップでとめる		
応募カード	1部		
見積書	5部(正1部、副4部)		
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部(正1部、副9部) 15部(正1部、副14部)		
その他の審査資料 ・完成した原稿等の写し ・発行部数積算書	各1部		

※ 応募書類に含まれる個人情報は、科研費の業務のために利用(データの電算処理及び 管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する他、採 択された事業課題については、刊行物名、応募者氏名、交付予定額等を公開します。

② 応募書類作成に当たって留意していただくべきこと

- 1) 公募の対象となる事業であることを確認してください。(12頁参照。)
- 2) **応募に際して、審査希望分野を選定してください。** 「(5) 審査希望分野の選定」 (23頁) を参照してください。
- 3) **平成27年2月28日まで**に刊行又は翻訳・校閲を完了させることが可能であるもののみを公募の対象とします。

なお、翻訳・校閲を行うものにあっては、**平成28年2月29日までに刊行**できるものに限ります。

- 4) 「完成した原稿等」については、応募後に校正の範疇を超えて<u>修正することはできません</u>。 ただし、採択後、応募者及び出版社等の意思とは関係のない外的要因の発生により内容 を変更する必要が生じた場合は、日本学術振興会に相談してください。(52頁「問い合わ せ先」を参照。)
- 5) 刊行物の名称は、原則として変更できません。
- 6) 応募書類の作成、提出に当たり、出版社等の代行は認めません。
- 7) 複数の著作権者がいる場合、応募者は、著作権者全員から**委任状**を徴した上で応募してください。
- 8) 刊行及び翻訳・校閲の対象となっている論文等に、他者の論文等を引用している部分があり、かつ引用した論文等の著作権者の許諾を受ける必要がある場合は、必ず**利用許諾**を受けた上で、応募してください。
- 9) 出版社等及び翻訳者・校閲者と、本科研費の目的・性格等について事前に十分協議を行った上で、応募書類を作成してください。また、出版社等の選定に際しては、事前に複数の出版社等から見積書を徴した上で選定してください。見積書は選定した出版社等の見積書のみ提出してください。

なお、見積価格の適切性について、専門家による検証結果を参考にし、査定を行います。

- 10) 過去に科研費を受けて刊行した図書と同一体系の図書であっても、12頁の(1)①~⑦ の項目に該当しない場合であれば、当該年度において応募された個々の図書の学術的価値 に基づいて審査されます。
- 11) 科研費の交付を受けて刊行等を行う場合には、次のことに注意してください。
 - a) 科研費は、当該年度の補助事業(刊行のみ、翻訳・校閲のみ、翻訳・校閲及び刊行)の完了後に精算で支払われます。
 - b) 科研費の交付を受けて刊行した図書については、そのうち1冊を日本学術振興会に提出する必要があります。
- 12) 完成した原稿等の写しについては、原稿が散逸しないよう、必ず製本(原則としてA4判、市販のファイルに綴じても可)し、表紙に表題及び応募者名を記入したものを提出してください。なお、応募書類として提出いただいた完成原稿等の写しについては原則返却しません。
- 13) 応募書類は「学術図書計画調書作成・記入要領」及び「学術図書応募カード作成・記入要領」に従い作成してください。

また、計画調書の副は、正(記名押印又は署名したもの)の写しで構いませんが、両面印刷し、所定の様式どおりに作成してください。

見積書の副は、正(出版社等から徴したもの)の写しを提出してください。

- 14) 「**応募カード**」に基づいて審査資料を作成しますので、応募カード作成の際は、所定の様式を日本学術振興会のホームページからダウンロードの上、作成記入上の注意に従って作成することとし、計画調書に記載した内容と異なったり、記入漏れ等が無いようにしてください。誤記入、記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならない場合があります。
- 15) <u>「見積書(学術図書刊行用)」及び「発行部数積算書」は必ず提出してください。</u> また、「見積書(学術図書翻訳・校閲用)」は、翻訳・校閲経費を必要とする場合に提 出してください。
- 16) 発行部数については、「発行部数積算書」により、発行部数の設定が妥当であるか確認してください。
- 17) 採択後、本科研費により刊行する場合は、書面による出版契約書の締結が必要になります。
- 18) 刊行物の発行後、刊行物の出荷先の一覧表及び出荷した際の伝票の写しを、出版社から 徴収していただき、出版契約書の発行部数との確認を行った上で、当該書類を提出することが必要になります。

応募書類の提出については「VI 応募書類の提出等」(30頁)を参照してください。

(4) データベース

① 応募に必要な書類及び提出部数

応募に必要な書類	提出部数
データベース計画調書	5 部(正 1 部、副 4 部) ※副のうち 1 部はクリップでとめる
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部(正1部、副9部) 15部(正1部、副14部) ※副のうち1部はクリップでとめる
「経理管理及び監査体制」についての添付資料 (経理関係規則)※学術団体等が応募する場合に該当	5 部
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部 15部
応募カード	1部
入力作業委託費見積書	5部(正1部、副4部)
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部(正1部、副9部) 15部(正1部、副14部)
CD-ROM又はDVD-ROM等作成委託費見積書	5部(正1部、副4部)
「広領域」での審査を希望する場合 審査希望分野が2つの場合 審査希望分野が3つの場合	10部(正1部、副9部) 15部(正1部、副14部)
その他の審査資料 ②利用規程 ③検索過程・結果 (検索開始から検索結果が表れるまでの画面 上の過程をそれぞれプリントスクリーン等 で印刷し、検索過程における画面上の流れ が分かるようにしたもの。) ②検索マニュアル CD-ROM又はDVD-ROM等配布先一覧	各1部

※ 応募書類に含まれる個人情報は、科研費の業務のために利用(データの電算処理及び 管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する他、採 択された事業課題については、データベース名、応募者氏名、交付予定額等を公 開します。

② 応募書類作成に当たって留意していただくべきこと

- 1) 応募に際して、審査希望分野を選定してください 「(5)審査希望分野の選定」(23頁)を参照してください。
- 2) データベースの名称は、原則として変更できません。
- 3) 画像等の利用については、応募の前に著作権者の利用許諾を得ておいてください。
- 4) 応募書類は「データベース計画調書作成・記入要領」及び「データベース応募カード作成・記入要領」に従い作成してください。

また、計画調書の副は、正(記名押印又は署名したもの)の写しで構いませんが、両面印刷し、所定の様式どおりに作成してください。

見積書の副は、正(業者から徴したもの)の写しを提出してください。

5) 「応募カード」に基づいて審査資料を作成しますので、応募カード作成の際は、所定の様

式を日本学術振興会のホームページからダウンロードの上、作成記入上の注意に従って作成することとし、計画調書に記載した内容と異なったり、記入漏れ等が無いようにしてください。誤記入、記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならない場合があります。

- 6) 「入力作業委託費見積書」は、平成26年度に入力作業委託費を計上し、かつ、委託費が 競争入札を要する契約(入力作業委託に係る契約が、1件につき100万円を超えるもの) に該当する場合に、必ず提出してください。見積書の提出の際は、複数の業者から見積書を 徴した上で、選定した業者の見積書のみ提出してください。
- 7) 「CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託費見積書」は、応募する事業期間内のいずれかの年度に おいて CD-ROM 又は DVD-ROM 等の作成委託費を計上し、かつ、委託費が競争入札を要する契 約 (CD-ROM、DVD-ROM 等作成委託に係る契約が、1 件につき250万円を超えるもの)に該 当する場合には、<u>必ず</u>提出してください。見積書の提出の際は、複数の業者から見積書を徴 した上で、選定した業者の見積書のみ提出してください。
- 8) 「その他の審査資料」の「CD-ROM 又は DVD-ROM 等配布先一覧」は、CD-ROM 又は DVD-ROM 等の作成委託費を必要とする場合には必ず提出してください。
- 9) 「「経理管理及び監査体制」についての添付資料」及び「その他の審査資料」でA4判サイズ以外のものは、A4判に拡大・縮小コピーを行うか、A4判の大きさの台紙に貼り付けるなどして、**A4判に統一してください**。
- 10) ①応募に必要な書類及び提出部数「その他の審査資料」の⑥~⑥については、複数枚ある場合は散逸しないように綴じ合わせ、資料の表紙(1ページ目)右上に丸囲みのアルファベット (⑥~⑥) を記載してください。
- 11) ①応募に必要な書類及び提出部数「その他の審査資料」 (CD-ROM 又は DVD-ROM 等配布先一覧を除く。) について、やむを得ない事情により提出できない資料がある場合は、必ず計画調書の所定の記入欄に、提出できない資料とその理由を記入してください。

応募書類の提出については「VI 応募書類の提出等」(30頁)を参照してください。

(5) 審査希望分野の選定

① 審査希望分野の選択

ア 国際情報発信強化

当該取組の内容に照らし最も適切と思われるものを、「**平成26年度研究成果公開促進費審査希望分野表**I」の中から必ず一つ選択してください。(審査は全分野を通して行いますが、書面審査を分担するため「審査希望分野」を選択していただくものです。)ただし、当該取組の内容が複数の分野にまたがる場合は、「広領域」として応募してください(「広領域」で審査を希望する場合は、下記「②広領域での応募」を参照してください)。

イ 研究成果公開発表、学術図書、データベース

当該シンポジウム・学術講演会等、学術図書又はデータベースの内容に照らし最も適切と思われるものを、「**平成26年度研究成果公開促進費審査希望分野表II**」の中から必ず1つ選択してください。(審査は系ごとに行いますが、書面審査を分担するため「審査希望分野」を選択していただくものです。)

ただし、当該学術図書又はデータベースの内容が複数の分野にまたがる場合、あるいは、「**平成26年度研究成果公開促進費審査希望分野表II**」の「参考となる関連専門分野」に該当するものがない場合は、当該専門分野に最も近いと思われる「審査希望分野」を選択するか、「広領域」として応募してください(「広領域」で審査を希望する場合は、下記「②広領域での応募」を参照してください)。

② 広領域での応募

ア 国際情報発信強化

当該取組の内容が広い分野にまたがる場合は、複数の審査希望分野(人文・社会系、理工系、生物系)を選択してください。(審査は全分野を通して行いますが、書面審査を複数の「審査希望分野」で分担します。)

イ 学術図書、データベース

当該刊行物又はデータベースの内容が広い分野にまたがる場合等は、複数の「系(人文科学系、社会科学系、理工系及び生物系)」の中から、最も適切と思われる「審査希望分野」を<u>それぞれ1つずつ選択(最大で3分野)</u>してください(選択したそれぞれの「系」、「審査希望分野」で審査されます。)。

ただし、同一の系の中から複数の「審査希望分野」を選択することはできません。

平成26年度 研究成果公開促進費 審査希望分野表 |

国際情報発信強化					
審査希望分野	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	参考となる関連専門	門分野		,
	哲学 文学 言語学 史学	人文地理学・文化人類学	法学 政治学	経済学 経営学	
人文・社会系	社会学 心理学 教育学	等 -			
理工系	数物系科学 化学 工学	等			
生物系	生物学 農学 医歯薬学	等			

平成26年度 研究成果公開促進費 審査希望分野表 ||

		「祝				
	「明元成末五開元衣」・子門囚官」及び・) ア・ 八」					
系	審査希望分野	番号	参考となる関連専門分野			
	哲 学	110	哲学・倫理学 中国哲学・印度哲学・仏教学 宗教学 思想史 美学・芸術諸学 美術史			
	文 学 A	120	日本文学			
人文	文 学 B	130	ヨーロッパ文学 中国文学 文学一般 その他文学 A に該当しないもの			
科	言語 学	140	言語学 日本語学 英語学 日本語教育 外国語教育			
学系	史 学 A	150	日本史			
		史学一般 アジア史・アフリカ史 ヨーロッパ史・アメリカ史 考古学 文化財科学・博物館学 その他史学Aに該当しないもの				
	人 文 地 理 学 · 文 化 人 類 学	170	人文地理学 文化人類学・民俗学			
社	法 学	210	基礎法学 公法学 国際法学 社会法学 刑事法学 民事法学 新領域法学			
	政 治 学	220	政治学 国際関係論			
	経済 学	230	理論経済学 経済学説・経済思想 経済統計 経済政策 財政・公共経済 金融・ファイナンス 経済史			
会科	経 営 学	240	経営学 商学 会計学			
学	社 会 学	250	社会学 社会福祉学			
系 心 理 学 260 社会心理学 教育心理学 臨床心理学 実験心理学	社会心理学 教育心理学 臨床心理学 実験心理学					
	教育学 A	270	教育学 教育社会学 特別支援教育			
	教育学B	280	教科教育学 その他教育学Aに該当しないもの			
	数 物 系 科 学 A	310	数学 天文学 物理学 プラズマ科学			
理	数 物 系 科 学 B	320	地球惑星科学 その他数物系科学Aに該当しないもの			
I	化学学	330	基礎化学 複合化学 材料化学			
系	工 学 A	340	応用物理学 計算科学 機械工学 電気電子工学 材料工学 プロセス・化学工学 総合工学 その他工学Bに該当しないもの			
	工 学 B	350	土木工学 建築学			
生	生物 学	410	基礎生物学 生物科学 人類学			
物	農 学	420	生産環境農学 農芸化学 森林圏科学 水圏応用科学 社会経済農学 農業工学 動物生命科学 境界農学			
系	医 歯 薬 学	430	薬学 基礎医学 境界医学 社会医学 内科系臨床医学 外科系臨床医学 歯学 看護学			

Ⅳ 既に継続事業課題として採択されている方へ

平成26年度に継続が予定されている事業課題(以下「継続事業課題」という。)の取扱いについては、次のとおりです。

- (1) 継続事業課題については、<u>応募書類の提出は必要ありません。</u> (なお、科研費の交付を受ける ためには、交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成し、提出する必要があります。)
- (2) ただし、事業計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類を提出しなければなりません。

この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、継続の内約そのものを取り 消すことがありますので、該当するかどうかについては、事前に日本学術振興会研究事業部研究 助成第二課へ相談してください(52頁「問い合わせ先等」参照)。

なお、内約期間(内約額が提示されている年度)を超える事業期間での応募はできません。 また、継続事業課題の増額応募については、原則として認めません。

- (3) 「学術定期刊行物」の継続事業課題(以下「学術定期刊行物」という。)のある学術団体等が「国際情報発信強化」に応募する場合、次のいずれかによることとします。
 - ① 「学術定期刊行物」の事業内容と重複する内容で応募する場合は、採択された後に「学術定期刊行物」を辞退する。
 - ② 「学術定期刊行物」の事業と「国際情報発信強化」の事業の内容が重複しないよう応募し、 並行して実施する。ただし、支出項目は重複することがなく事業を実施する必要がありますので、注意してください。

V 研究機関の方へ

「研究成果公開発表(B)」、「学術図書」、「データベース」に応募する者が以下に該当する場合は、応募手続き等は所属する研究機関(日本学術振興会の特別研究員にあっては、受入研究機関)を通じて行ってください。

【研究成果公開発表(B)】

地方公共団体の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち、学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものの代表者。(33頁(参考2)科学研究費補助金取扱規程 第2条第1項第4号 参照)

【学術図書及びデータベース】

科学研究費補助金取扱規程第2条に定める研究機関に所属する者又は日本学術振興会の特別研究員。(33頁(参考2)科学研究費補助金取扱規程 第2条第1項第1号~第4号 参照)

応募手続き等の具体的な内容は以下のとおりです。

1 「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと

(1)「研究機関」としての要件と指定・変更の手続き

地方公共団体の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち、学術研究を行うものとして文部科学大臣の指定を受けていない機関が、研究成果公開発表(B)に応募するためには、まず、文部科学大臣の指定を受ける必要がありますので、事前に文部科学省研究振興局学術研究助成課に御相談ください。

また、文部科学大臣の指定を受け、既に研究機関として認められている機関が、次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究助成課に届け出てください。

- ① 研究機関の廃止又は解散
- ② 研究機関の名称及び住所並びに応募代表者の氏名
- ③ 研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為 その他の規約に関する事項

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

科研費に応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を報告しなければなりません。

したがって、科研費に応募する研究機関(既に科研費の継続課題がある研究機関を含む。)については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を平成25年10月4日(金)までにe-Radを使用して文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出してください。提出がない場合には、当該研究機関に所属する者の応募が認められませんので、御注意ください。

なお、平成25年4月以降に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Rad を使用して既に同チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。

e-Rad の使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

e-Rad を使用したチェックリストの提出方法や様式等については、文部科学省ホームページ「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体

制整備等自己評価チェックリスト」様式ファイルについて」

(http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm) で確認してください。また、別途、文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室から、各研究機関(e-Rad に登録された事務代表者のメールアドレス) 宛てに電子メールで平成25年7月11日付けで通知されています(通知は下記の問い合わせ先のホームページにも掲載する予定です。)。

注)チェックリストの提出後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含む)による体制整備等の状況に関する現地調査 に御協力いただくことがあります。

<問い合わせ先>

(ガイドラインの様式・提出等について)

文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

e-mail: kenkvuhi@mext.go.ip

[URL] http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

(e-Radへの研究機関登録について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

0120-066-877 (受付時間 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

[URL] http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

(e-Rad の利用可能時間)

(月~日) 0:00~24:00 (24 時間 365 日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

(3) 公募要領の内容の周知 (該当種目:学術図書・データベース)

公募要領の内容については、あらかじめ広く研究機関内の研究者の皆様に対してその内容を 周知してください。特に、記載事項や応募書類の提出期限などについては、誤解の無いように 周知をお願いします。

なお、公募要領については、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ (http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html) でも御覧いただけますので、御利用ください。

2 応募書類の取りまとめに当たって確認していただくべきこと

(1) 応募資格の確認

応募書類に記載された応募者が、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている者の場合、科研費の不正な使用等に伴い科研費の交付対象から除外されている者でないことを確認してください。

(2) 応募者への確認

応募書類に記載された応募者が、この公募要領に定める「Ⅱ 公募の内容」及び「Ⅲ 応募される方へ」を確認した上で応募書類を作成していることを確認してください。

3 応募書類の取りまとめ

研究機関において、以下の手順に従って計画調書等の応募書類を取りまとめてください。

①「計画調書」の確認

以下(ア)~(オ)について確認してください。

- (ア) 所定の様式と同一規格であるか
- (イ) 計画調書がきちんと両面印刷となっているか
- (ウ) 計画調書の左横が糊付けされているか
- (工)副本のうち、糊付けせずに左上をクリップ止めしたものが1部作成されているか
- (オ) 記入漏れの箇所がないか

②「応募カード」の確認

以下(ア)~(エ)について確認してください。

- (ア) 所定の様式と同一規格であるか
- (イ) 研究機関名称、機関番号、研究者番号が記入されているか
- (ウ) 計画調書に記載した内容が正しく転記されているか
- (エ) 記入漏れの箇所がないか

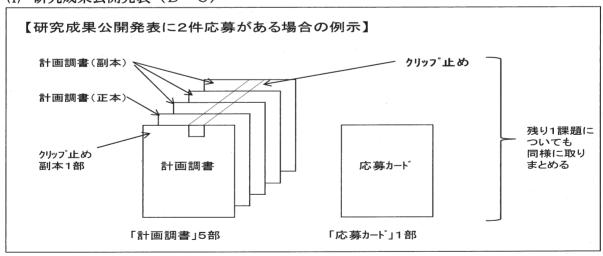
③応募書類及び提出部数の確認

「応募書類及び提出部数」(「(1)研究成果公開発表」(17頁)、「(3)学術図書」(19頁)、「(4)データベース」(21頁)を参照)が揃っているか確認してください。

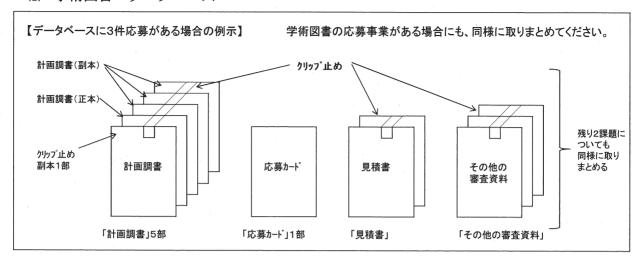
④応募事業課題ごとの「応募書類」の取りまとめ

応募書類は、各事業課題ごとに必要部数を取りまとめ、上部をクリップで止めてください。

(1) 研究成果公開発表 (B·C)



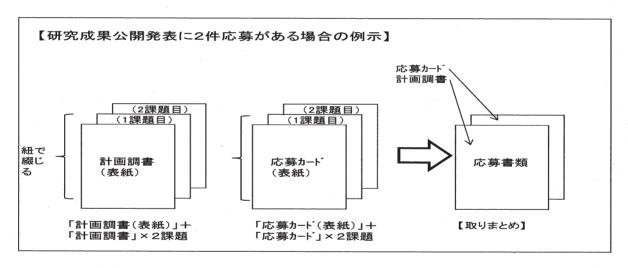
(2) 学術図書・データベース



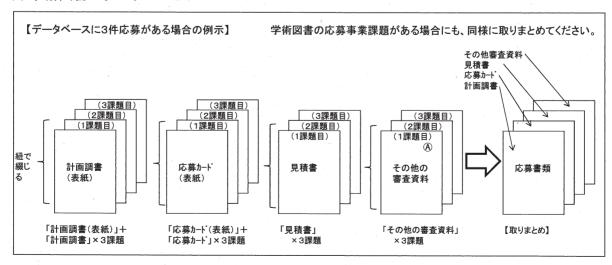
⑤ 種目ごとの「応募書類」の取りまとめ

④で各事業課題ごとに取りまとめた応募書類は、下図のとおり種目ごとに取りまとめ、書類の左側を2穴パンチの上、綴りひもで綴じてください。なお、取りまとめた「計画調書」及び「応募カード」には、種目に対応する表紙(様式T-52、T-53)を付けてください。

(1) 研究成果公開発表 (B・C)



(2) 学術図書・データベース



VI 応募書類の提出等

ア)提出する応募書類

○ 研究成果公開発表(B·C)

(1) 研究成果公開発表 (B) に応募する者のうち、6頁 「3 各種目の内容」「(i)研究成果公開発表 (B)」「(2) 応募資格」のアに該当する者

【提出する応募書類】

(a) 「計画調書」、「応募カード」

29頁「V研究機関の方へ」「3 応募書類の取りまとめ」「⑤種目ごとの「応募書類」の取りまとめ」に従って提出してください。

(b) 応募書類の提出書(様式T-51)

必要事項を記入の上、提出してください。

(2) 研究成果公開発表(B)のうち(2)研究機関に所属してない者及び研究成果公開発表(C) 【提出する応募書類】

「計画調書」、「応募カード」

17頁「Ⅲ応募される方へ」「2 応募書類の作成・応募方法等 (1)」に従って提出してください。

○ 国際情報発信強化

【提出する応募書類】

「計画調書」、「応募カード」、「その他の審査資料」

18頁「Ⅲ応募される方へ」「2 応募書類の作成・応募方法等 (2)」に従って提出してください。

○ 学術図書・データベース

(1) 科学研究費補助金取扱規程第2条に定める研究機関に所属する者又は日本学術振興会の特別研究員

【提出する応募書類】

- (a) 「計画調書」、「応募カード」、「見積書」、「その他の審査資料」 29頁「V研究機関の方へ」「3応募書類の取りまとめ」「⑤種目ごとの「応募 書類」の取りまとめ」に従って提出してください。
- (b) **応募書類の提出書(様式T-51)** 必要事項を記入の上、提出してください。
- (2) (1) に該当しない応募者

【提出する応募書類】

「計画調書」、「応募カード」、「経理関係規則(データベースについて学術団体等が応募する場合のみ)」、「見積書」、「その他の審査資料」

19頁・21頁「Ⅲ応募される方へ」「2 応募書類の作成・応募方法等(3)、(4)」に従って提出してください。

イ) 提出方法

<応募書類を持参する場合>

応募書類を持参する場合は、次の提出期間内に所定の受付場所に提出してください。 なお、応募書類の提出は1回に限ります。このため、応募する全ての種目(応募事業課 題)を取りまとめた上で、一括して提出してください。(一度提出した後は、応募事業課題を追加提出することはできません。)

【提出期間】

平成25年11月11日(月)~11月15日(金)

(午前9時30分~正午まで 及び 午後1時~午後4時30分まで【時間厳守】)

受付場所:独立行政法人日本学術振興会3階会議室

(麹町ビジネスセンタービル内) (予定)

※(5頁「(3)応募書類受付会場案内図」を参照してください。)

<応募書類を送付する場合>

応募書類を送付する場合は配達が証明できる方法(特定記録、小包、簡易書留、宅配便等)により、**平成25年11月11日(月)~11月15日(金)に到着**するように、余裕を持って発送してください。<u>封</u>筒等の表には、種目ごとに「応募書類の様式・記入要領」(別冊①~④)に綴じてある「応募用封筒ラベル」を貼付してください。

研究機関が取りまとめて応募する場合は、「応募書類の提出書<様式T-51>」を 作成の上、封筒等の表に「応募用封筒ラベル(研究機関用)」を貼付してください。

なお、「応募書類の提出書<様式T-51>」及び「応募用封筒ラベル(研究機関用)」は別冊①、③、④にあります。(全て同じ様式であり、いずれを使用しても構いません。) 送付された応募書類のうち、平成25年11月14日(木)までに発送したことが証明できる場合に限り、11月18日(月)に到着したものまで受理します。

また、応募書類の提出は1回に限ります。<u>このため、研究機関から応募する場合は、</u> <u>応募する全ての種目(応募事業課題)を取りまとめた上で、一括して提出してください。</u> (一度提出した後は、応募事業課題を追加提出することはできません。)

郵便等送付先: 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5 - 3 - 1

(麹町ビジネスセンタービル)

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第二課「科学研究費補助金(研究成果公開促進費)」応募受付担当

【留意事項】

応募書類の取りまとめ、提出に際しては次の点に留意してください。

- ① 研究機関から応募する場合で応募事業課題数が多いことにより分割して送付する場合については、全てを同時に送付するとともに、その個数が分かるようにしてください。 (応募書類の取りまとめ方法については、28頁「V研究機関の方へ 3応募書類の取りまとめ」を参照してくだい。)
- ② 応募書類の提出・受付後に、計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。
- ③ 提出した応募書類の写しを保管しておかなければなりません。

(参考1)審査等

1 審査の方法・着目点等

科研費の審査は、提出された応募書類等に基づき、日本学術振興会の科学研究費委員会において行います。

なお、審査は非公開で行われ、提出された応募書類は返還しません。

「評価ルール」(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」(以下、「審査及び評価に関する規程」という。))は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ(http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html)に掲載しています。

(平成26年度に係る「審査及び評価に関する規程」については、10月上旬頃に本会ホームページにおいて公開する予定です。)

2 審査結果の通知

(1) 研究成果公開発表

- ① 審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関又は応募者に文書で通知します。(4月予定。)
- ② 採択されなかった課題の応募者に対しては、審査の際の所見を通知する予定です。

(2) 国際情報発信強化

- ① 「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」のヒアリング対象 課題の選定結果については、応募者に文書で通知します。(3月予定。)
- ② 審査結果に基づく採択、不採択については、応募者に文書で通知します。 (5月予定。)
- ③ 採択されなかった場合における、応募事業課題について「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」の応募者には、「審査結果の所見」等を開示する予定です。

また、「国際情報発信強化(B)」の応募者で、採択されなかった場合における書面審査の結果の開示を希望する者には、おおよその順位、応募事業課題の各評定要素に係る審査委員の素点(平均点)及び採択された応募事業課題の平均点を開示する予定です。

(3) 学術図書、データベース

審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関又は応募者に文書で通知します。(4月予定。)

(参考2)科学研究費補助金取扱規程

昭和40年3月30日 文部省告示第110号

改正 昭43文告309・昭56文告159・昭60文告127・昭61文告156・平10文告35・

平11文告114・平12文告181・平13文告72・平13文告133・平14文告123・平15文告149・平16文告68・平16文告134・平17文告1・平18文告37・平19文告45・平20文告64・平22文告177・平23文告93・平24文告143・平25文告31

科学研究費補助金取扱規程を次のように定める。 科学研究費補助金取扱規程

(趣旨)

第1条 科学研究費補助金の取扱については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する 法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)に定めるもののほか、この規程の定める ところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。
 - 一 大学及び大学共同利用機関(別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。)
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関(国内に設置されるものに限る。)又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの
- 2 この規程において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等(以下「補助事業者」という。)として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
- 3 この規程において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。
- 4 この規程において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。
- 5 この規程において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。
- 6 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による科学研究費補助金

- の他の用途への使用又は科学研究費補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 7 この規程において「不正行為」とは、科学研究費補助金の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 8 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人(以下この項において「会社等」という。)が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの(第1項第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。)のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

(科学研究費補助金の交付の対象)

- 第3条 科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。
 - 一 学術上重要な基礎的研究(応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。)であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者(日本学術振興会特別研究員を含む。)が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業(研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。)又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業(以下「科学研究」という。)
 - 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業(以下「研究成果の公開」という。)
 - 三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業
- 2 独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。)第 15条第1号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)が行 う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

(科学研究費補助金を交付しない事業)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者(学術団体を含む。以下この条において同じ。)が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。
 - 一 法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取り消された事業(「以下「交付決定取消事業」という。)において科学研究費補助金の不正使用を行つた者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命 令があつた年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案し て相当と認められる期間
 - 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号 に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一 の期間
 - 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した補助事業者(前2号に該当する者を除く。) 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
 - 四 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌

年度以降5年間

- 五 不正行為があつたと認定された者(当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。) 当該不正行為があつたと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間
- 2 前条の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として振興会が支給する助成金(以下「基金助成金」という。)を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。
 - 一 基金助成金の不正使用を行った者
 - 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
 - 三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反した補助 事業者(前2号に該当する者を除く)
 - 四 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正 の手段の使用を共謀した者
 - 五 基金助成金による事業において不正行為があったと認定された者
- 3 前条の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて、文部科学大臣が別に定めるもの(以下この条において「特定給付金」という。)を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。
 - 一 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者
 - 二 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - 三 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 四 特定給付金による事業において不正行為があつたと認定された者

(補助金の交付申請者)

- 第5条 第3条第1項第1号及び第2号に係る科学研究費補助金(同条第2項に係るものを除く。以下「補助金」という。)の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。
 - 一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者
 - 二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の 代表者

(計画調書)

- 第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開 (以下「科学研究等」という。)に関する計画調書を別に定める様式により文部科学大臣 に提出するものとする。
- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学大臣が公表する。

(交付の決定)

第7条 文部科学大臣は、前条第1項の計画調書に基づいて、補助金を交付しようとする者

- 及び交付しようとする予定額(以下「交付予定額」という。)を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。
- 2 文部科学大臣は、補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たつては、 文部科学大臣に提出された計画調書について、科学技術・学術審議会の意見を聴くものと する。
- 第8条 前条第1項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、文部科学大臣の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。
- 2 文部科学大臣は、前項の交付申請書に基づいて、交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(科学研究等の変更)

第9条 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更(文部科学大臣が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を得なければならない。

(補助金の使用制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

- 第11条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、すみやかに別に定める 様式による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。補助金の交付の決定に 係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。
- 2 前項の実績報告書には、補助金により購入した設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)がある場合にあつては、別に定める様式による購入設備等明細書を添付しなければならない。
- 3 第1項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載 した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 文部科学大臣は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

- 第13条 補助金の交付を受けた者は、文部科学大臣の定める時期までに、文部科学大臣の定めるところにより、第6条第1項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以下「研究成果報告書」という。)を文部科学大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の文部科学大臣の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかつた者が、さらに 文部科学大臣が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合

- には、文部科学大臣は、第7条第1項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を 通知しないものとする。第3条第2項に係る科学研究費補助金又は基金助成金の研究成果 報告書を、振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、文部科学大臣又は振興会が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、文部科学大臣は、第7条第1項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿等の整理保管)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第15条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第16条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、又は科学研究等の状況を調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

- 第17条 文部科学大臣は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。
- 2 文部科学大臣は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

- 第18条 第5条第1号に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちに、当該設備等を当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。
- 2 第5条第1号に係る補助金の交付を受けた者は、設備等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、文部科学大臣の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該研究上の支障がなくなるまでの間、当該設備等を寄付しないことができる。
- 第19条 第3条第1項第3号に係る科学研究費補助金に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(その他)

第20条 この規定に定めるもののほか、補助金の取扱に関し必要な事項は、そのつど文部科 学大臣が定めるものとする。

附則

この規程は、昭和40年4月1日から実施する。

附則(昭和43・11・30文告309)

この規程は、昭和43年11月30日から実施する。

附則 (昭和56·10·15文告159)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(昭和60·11·2文告127)

この告示は、昭和60年11月2日から施行し、昭和60年度分以後の補助金について適用する。 附則(昭和61・12・25文告156)

この告示は、昭和61年12月25日から施行し、昭和61年度以降の補助金について適用する。 附則(平成10・3・19文告35)

この告示は、平成10年3月19日から施行し、平成9年度以降の補助金について適用する。 附則(平成11・5・17文告114)

この告示は、公布の日から施行し、平成11年4月11日から適用する。

附則(平成12・12・11文告181)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年 1月6日)から施行する。

附則(平成13・4・19・文告72)

この告示は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則(平成13・8・2文告133)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の科学研究費補助金取扱規程第2条第3号の規定による 研究機関である法人及び同条第4号の規定による指定を受けている機関は、改正後の科学 研究費補助金取扱規程第2条第4号の規定による指定を受けた研究機関とみなす。

附則 (平成14・6・28・文告123)

この告示は、公布の日から施行し、平成14年度以降の補助金について適用する。

附則(平成15・9・12・文告149)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定、第5条第1項、 第3項及び第4項の改正規定並びに第6条第2項の改正規定は、平成15年10月1日から施 行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第3項の規定は、法第18条第 1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である交 付決定取消事業を行つた研究者が行う事業については、適用しない。

附則(平成16・4・1・文告68)

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第3項第3号の規定は、この 告示の施行前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行つた 研究者については、適用しない。

附則(平成17・1・24・文告1)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第4項及び第5項の規定は、 科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である事業を行った研究者 又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則(平成18・3・27・文告37)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成19・3・30・文告45)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成20・5・19・文告64)

- 1 この告示は、公布の日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用する。ただし、 第2条第1項第4号の改正規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律(平成18年法律第50号)の施行の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程(以下「新規程」という。)第4条 第1項第1号及び第3号の規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第18条第1項の規定により科学研究費補助金の 返還が命じられた日が平成15年9月12日よりも前である法第17条第1項の規定により科学 研究費補助金の交付の決定が取消された事業において不正使用を行った者又は法第11条第 1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者(法第2条第3項に規 定する補助事業者等をいい、新規程第4条第1項第1号又は第2号に該当する者を除く。) については、適用しない。
- 3 新規程第4条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日よりも前に交付の決定が行われ た事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新規程第4条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた 日が平成17年1月24日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀し た者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽 りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則 (平成22・12・28・文告177)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (平成23・6・2・文告93)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成24・9・12・文告143)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成25・3・13・文告31)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に科学研究費補助金取扱規程(以下「規程」という。)第四条に規定する交付決定取消事業において規程第二条第六項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係るこの告示による改正後の規程第四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「十年以内」とあるのは「五年以内」とする。

(参考3)

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領 (平成15年10月 7日規程第17号)

改正 平成16年 4月14日規程第 9号 改正 平成16年 9月10日規程第 14号 改正 平成17年 2月 2日規程第 7号 改正 平成18年 4月 7日規程第 9号 改正 平成19年 4月 2日規程第 9号 改正 平成20年 6月10日規程第 9号 改正 平成22年 4月19日規程第 6号 改正 平成22年 4月25日規程第 26号 改正 平成23年 4月25日規程第 26号 改正 平成23年 4月28日規程第 20号 改正 平成24年10月31日規程第 20号 改正 平成25年 3月13日規程第 2号 改正 平成25年 6月12日規程第 23号

(通則)

第1条 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)が交付を行う科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(以下「補助金」という。)の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)及び科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。)に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、科学研究費補助金(基盤研究等)交付要綱(平成11年4月12日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。)第18条第1項及び独立行政法人日本学術振興会業務方法書(平成15年規程第1号)第16条の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この取扱要領において「補助金」とは、交付要綱第3条に規定する以下のものをいう。
 - 一 科学研究費のうち次に係るもの
 - イ 特別推進研究
 - 口 新学術領域研究 (研究領域提案型)
 - ハ 基盤研究

- 二 挑戦的萌芽研究
- ホ 若手研究
- へ 研究活動スタート支援
- 卜 奨励研究
- 二 特別研究員奨励費
- 三 学術創成研究費
- 四 研究成果公開促進費
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、取扱規程第2条第1項に規定する研究機関及び同条 第8項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって第一号から第四 号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。
 - 一 大学及び大学共同利用機関(文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学 共同利用機関にあっては、当該大学共同利用機関法人とする。)
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関(国内に設置されるものに限る。)又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
 - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人(以下この項において「会社等」という。)が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であって、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの(第1号及び前2号に掲げるものを除く。)のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 3 この取扱要領において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、 法第2条第3項に規定する補助事業者等(以下「補助事業者」という。)として当該事業の遂行に責 任を負う研究者をいう。
- 4 この取扱要領において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。
- 5 この取扱要領において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、 研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研 究者をいう。
- 6 この取扱要領において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。
- 7 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による科学研究費補助金の他の用途への使用又は科学研究費補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 8 この取扱要領において「不正行為」とは、科学研究費補助金の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。

(補助金の交付の対象)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とする。

- 一 学術上重要な基礎的研究(応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。)であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者(振興会特別研究員を含む。)が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業(研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。)又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であって、研究者が一人で行う事業(以下「科学研究」という。)
- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業(以下「研究成果の公開」という。) 2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める 経費とする。

(補助金を交付しない事業)

- 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者(学術団体を含む。以下この条において同じ。)が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。
 - 一 法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取り消された事業(以下「交付決定取消事業」という。)において科学研究費補助金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
 - 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した補助事業者(前2号に掲げる者を除く。) 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
 - 四 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の 手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年 間
 - 五 不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。) 当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として支給する助成金(以下「基金助成金」という。)を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。
 - 一 基金助成金の不正使用を行った者
 - 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
 - 三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反した補助事業者(前2号に該当する者を除く)
 - 四 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 五 不正行為があったと認定された者

- 3 前条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、取扱規程第4条第3項の 特定給付金等を定める件(平成16年8月24日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。) 第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業に ついては、大臣決定第2条に定める期間、補助金を交付しないものとする。
 - 一 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者
 - 二 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - 三 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の 使用を共謀した者
 - 四 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

(補助金の交付申請者)

- 第6条 第4条第1項に係る補助金の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。
 - 一 科学研究に係る補助金にあっては、次に掲げる者
 - イ 研究機関に所属する研究者が科学研究を行う場合は、当該科学研究を行う研究者の代表者
 - ロ 研究機関に所属しない研究者(特別研究員を除く。)が一人で科学研究を行う場合は、当 該研究者
 - ハ 特別研究員が科学研究を行う場合は、当該特別研究員
 - 二 外国人特別研究員と受入研究者が共同して科学研究を行う場合は、当該受入研究者
 - 二 研究成果の公開に係る補助金にあっては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

(計画調書)

- 第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開(以下「科学研究等」という。)に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。
- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。
- 3 新学術領域研究(研究領域提案型)の交付を申請しようとする者は、別に定めるところにより 科学研究に関する計画調書を文部科学省に提出するものとする。
- 4 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学省が公表する。

(交付予定額の通知)

- 第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額(以下「交付予定額」という。)を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。
- 2 振興会は、文部科学省からの通知により新学術領域研究(研究領域提案型)を交付しようとする者及び交付予定額を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

(配分審査等)

- 第9条 前条により補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は補助金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。
- 2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(交付申請書)

第10条 第8条の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第11条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及 び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤 りがないかどうか等を調査するものとする。
- 2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。
- 3 振興会は、補助金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。
 - 一 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、 あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと
 - ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微 な変更についてはこの限りではないこと
 - 二 補助金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと
 - 三 補助金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと
 - 四 補助金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと
- 4 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第12条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、 当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会 の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の使用制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第14条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終

了した場合も、また同様とする。

2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面 を添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第15条 振興会は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その 実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の 内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金 の交付を受けた者に通知するものとする。
- 2 振興会は、前条第1項後段の規定による実績報告書のうち国庫債務負担行為に基づいて補助金の交付の決定が行われた補助事業の実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、各年度における支出が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認し、その額を補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第16条 振興会は、前条の規定により額を通知した場合において、すでにその額をこえる補助金が 交付されているときは、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(研究成果報告書)

- 第17条 補助金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、 第7条第1項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以 下「研究成果報告書」という。)を振興会に提出しなければならない。
- 2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に 指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条の 規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。取扱規程第13条第1 項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事 業(学術研究助成基金助成金)取扱要領第17条第1項に係る基金助成金の研究成果報告書を、文 部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大 臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第8条の規定に基づ き、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿関係書類等の整理)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後(国庫債務負担行為に基づいた交付の決定が行われている場合は、補助事業の最終年度の終了後)5年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第19条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経

理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第20条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

- 第21条 振興会は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。
- 2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

- 第22条 第6条第1号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。
- 2 第6条第1号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等 を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなけれ ばならない。
- 3 第6条第1号ハ又は二に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が研究に従事し又は所属する研究機関に寄付しなければならない。
- 4 補助金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。
- 5 特別研究員は、第3項の規定にかかわらず、その特別研究員の資格を喪失するまでの間、設備 等を寄付しないことができる。

(その他)

第23条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

第4条の2の規定は、法第18条第1項の規定の準用により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日前である交付決定取消事業を行なった研究者が行おうとする補助事業については、適用しない。

この取扱要領の適用目前に、日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領(平成11年6月9日規程第6号)の規定により日本学術振興会が行った科学研究費補助金の取扱いは、振興会がこの取扱要領中の相当する規定により行った補助金の取扱いとみなす。

附則(平成16年規程第9号)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 第4条の2第1項第3号の規定は、この規程の適用前に交付の決定が行われた科学研究費 補助金に係る交付決定取消事業を行った研究者については、適用しない。

附則(平成16年規程第14号)

この規程は、平成16年8月27日から適用する。

附則(平成17年規程第1号)

- 1 この規程は、平成17年1月24日から適用する。
- 2 第4条の2第2項及び第3項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの規程の適用日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則(平成17年規程第7号)

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附則(平成18年規程第9号)

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則(平成19年規程第12号)

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附則(平成20年規程第9号)

- 1 この規程は、平成20年6月10日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用 する。
- 2 改正後の取扱要領(以下「新要領」という。)第5条第1項第1号及び第3号の規定は、 法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月1 2日よりも前である交付決定取消事業において不正使用を行った者又は法第11条第1項の 規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者(新要領第5条第1項第1号又 は第2号に掲げる者を除く。)については、適用しない。
- 3 新要領第5条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日よりも前に交付の決定が行われ た事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新要領第5条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成17年1月24日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則(平成22年規程第6号)

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附則(平成22年規程第21号)

この規程は、平成22年9月7日から適用する。

附則(平成23年規程第18号)

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附則(平成23年規程第20号)

この規程は、平成23年4月28日から適用する。

附則(平成24年規程第20号)

この規程は、平成24年9月12日から適用する。

附則(平成25年規程第2号)

- 1 この規程は、平成25年3月13日から適用する。
- 2 この規程の適用前に第5条に規定する交付決定取消事業において第3条第7項に規定する 不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第5条第1項第1号の規定の適用 については、同号中「10年以内」とあるのは「5年以内」とする。

附則(平成25年規程第23号)

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

(参考4)平成25年度科研費(補助金・基金分)の交付状況等

1. 平成25年度科研費(補助金分・基金分)の交付状況

(1)新規採択分

平成25年4月現在

研究種目		研究課題数		配分額	1課題あたりの配分額		
	応 募	採択	採択率	日レノノ市共	平均	最高	
科学研究費	件 〔 86,874 〕 91,626	件 〔 24,673 〕 25,151	% [28.4] 27.4	千円 [56,640,420] 55,977,606 [16,686,450]	千円 〔 2,296 〕 2,226	千円 〔 34,400〕 28,800	
特定領域研究 *1	[9]	[9] 2	[-]	[25,400] 5,952	[2,822] 2,976	[3,000] 3,000	
新学術領域研究 *2	[2,822] 5,398	[712] 1,191	[25.2] 22.1	[2,596,900] 3,885,300 [1,165,590]	[3,647] 3,262	[10,000] 9,000	
基盤研究(A)	2,251) 2,300	〔 535〕 541	[23.8] 23.5	[6,985,500] 6,787,100 [2,036,130]	[13,057] 12,545	[34,400] 28,800	
基盤研究(B) *3	[9,875] 10,205	2,440) 2,523	[24.7] 24.7	[13,200,800] 13,400,400 [4,020,120]	[5,410] 5,311	[13,300] 13,800	
基盤研究(C) *4	(32,899) 33,871	[9,857] 10,127	[30.0] 29.9	[15,332,520] 14,669,300 [4,400,790]	[1,555] 1,449	[3,800] 3,700	
挑戦的萌芽研究 *4	[12,559] 13,865	[3,759] 3,582	[29.9] 25.8	[5,692,800] 5,426,100 [1,627,830]	[1,514] 1,515	[3,100] 3,200	
若手研究(A) *3	[1,796] 1,779	[399] 394	[22.2] 22.1	[3,243,100] 3,054,500 [916,350]	[8,128] 7,753	[19,700] 19,200	
若手研究(B) *4	[20,867] 20,330	[6,255] 6,079	[30.0] 29.9	[9,213,500] 8,398,800 [2,519,640]	[1,473] 1,382	[3,400] 3,300	
奨励研究	(3,796) 3,876	[707] 712	[18.6] 18.4	[349,900] 350,154	(495) 492	[800] 800	
── [─] 研究成果公開促進費 *5	[961] 1,031	[491] 437	[51.1] 42.4	[1,029,060] 939,600	[2,096] 2,150	[20,000] 12,700	
숌 計	[87,835] 92,657	[25,164] 25,588	28.6 J 27.6	[57,669,480] 56,917,206 [16,686,450]	[2,292] 2,224	[34,400] 28,800	

⁽注1) []内は、前年度を示す。
(注2) []内は、前接経費(外数)。
(注3) *1は、平成25年度の新規・継続領域に係る公募はなく、平成24年度に設定期間が終了した研究領域の取りまとめのみが公募対象。
(注4) *2は、平成25年度の新規領域については審査中であるため、継続領域の新規課題のみ計上。
(注5) *3は、一部基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成25年度の当初計画に対する配分額を計上。
(注6) *4は、基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成25年度の当初計画に対する配分額を計上。
(注7) *5は、「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」は審査中であるため、「研究成果公開発表」、「国際情報発信強化(B)」、「学術図書」、及び「データベース」に対する配分額を計上。
(注8) 「特別研究促進費」及び「特定奨励費」は除く。

研 究 種 目		研究課題数							配分額		1課題あたりの配分額			
		応 募 採 択 採択率		択率				平 均		最高				
科学研究費	(件 130,324 〕 137,141	C	件 67,961 70,551	נ	(% 52.1 〕 51.4	([千円 155,012,892 〕 156,964,950 46,982,653 】	(千円 2,281 〕 2,225	ί	千円 159,200 〕 1 65,000	
特別推進研究 *1	(59] 58	ί	59 58)	(_ J	([4,571,600] 4,175,700 1,252,710]	(77,485] 71,995	(159,200] 165,000	
特定領域研究	(117 〕 2	ί	117 2	ןנ	ζ	<u> </u>	(882,500] 5,952	(7,543 〕 2,976	ζ	42,000] 3,000	
新学術領域研究 *2 (研究領域提案型)	ζ	4,842] 6,984	ָ	2,732 2,775)	[56.4] 39.7	[21,045,350] 21,127,434 6,338,230]	[7,703] 7,613	(135,400] 124,000	
新学術領域研究 *3 (研究課題提案型)	[1]	(1_)	(_ _)	(3,869] — —]	(3,869] —	(3,869] —	
基盤研究(S) *1	(348 〕 352	(348 348)	(_ _)	((9,229,300] 9,481,300 2,844,390]	(26,521] 27,245	(87,900] 73,900	
基盤研究(A)	(3,784 〕 3,900	ſ	2,054 2,127)	(54.3] 54.5	((18,888,800] 19,041,512 5,712,454]	[9,196] 8,952	(34,400] 28,800	
基盤研究(B) *4	(15,837] 16,091	[8,358 8,378)	(52.8 〕 52.1	(32,515,800] 32,543,900 9,763,170]	(3,890] 3,884	(13,300] 13,800	
基盤研究(C) *5	(51,301 〕 54,147	(28,211 30,377)	(55.0 〕 56.1	([31,815,351] 34,848,524 10,454,557]	(1,128 〕 1,147	(3,800] 3,800	
挑戦的萌芽研究 *5	(16,541 〕 18,593	(7,735 8,309)	(46.8] 44.7	(9,476,700] 10,064,900 3,019,470]	[1,225] 1,211	(3,100] 3,200	
若手研究(S) *3	(50 〕 23	(47 20)	(94.0] 87.0	(540,100] 224,900 67,470]	(11,491] 1 1,245	[19,000] 15,800	
若手研究(A) *4	(2,646] 2,715	(1,244 1,325		(47.0] 48.8	[6,921,164] 6,908,550 2,072,565]	(5,564 〕 5,214	(19,700] 19,200	
若手研究(B) * 5	(30,211 〕 29,569	(15,557 15,289)	(51.5 〕 51.7	(17,942,303] 17,355,636 5,206,691]	[1,153] 1,135	(3,400 〕 3,300	
研究活動スタート支援 *1	(791 〕 831	(791 831)	(— J	[830,155] 836,488 250,946]	(1,050] 1, 007	(1,500 〕 1,500	
奨励研究	(3,796] 3,876	(707 712]	ί	18.6] 18.4	ſ	349,900] 350,154	[495] 492	[800] 800	
研究成果公開促進費 *6	(1,006 〕 1,082	C	536 488)	C	53.3 〕 45.1	C	1,166,960] 1,108,000	C	2,177 〕 2,270	ζ	20,000] 16,400	
合 計	(131,330 〕 138,223	[68,497 71,039)	(52.2] 51.4	[156,179,852] 158,072,950 46,982,653]	(2,280] 2,225	(159,200 〕 165,000	

- (注1) 本資料は、今年度採択された新規課題に既に採択されている継続課題を加え集計したもの。
- (注2) []内は、前年度を示す。 (注3) []内は、間接経費(外数)。 (注4) *1は、継続課題のみ計上。
- (注5) *2は、平成25年度の新規領域については審査中であるため、継続領域の新規課題及び継続課題を計上。
- (注6) *3は、平成25年度の新規募集、継続課題なし。 (注7) *4のうち、平成24年度以降の新規課題は一部基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成25年度の当初計画に対する配分額を計上。
- (注8) *5のうち、平成23年度以降の新規課題は基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成25年度の当初計画に 対する配分額を計上。
- (注9) *6は、「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」は審査中であるため、「研究成果公開発表」、「国際情報発信強化(B)」、「学術定期刊行物」、「学術図書」、「データベース」に対する配分額を計上。
 (注10) 「新学術領域研究(研究領域提案型)『生命科学系3分野支援活動』」、「特別研究促進費」及び「特定奨励費」は除く。

2 平成25年度科学研究費補助金(研究成果公開促進費)の交付状況

(1)新規採択分

(平成25年5月現在)

種目	=	果題数	Ţ	配分額	1課題当たりの配分額				
性 日	応募	採択	採択率	11.万 被	平均	最高			
	件	件	%	円	円	円			
研究成果公開発表	(102)	(59)	(57. 8)	(102, 960, 000)	(1, 745, 085)	(9, 000, 000)			
	101	57	56. 4	97, 700, 000	1, 714, 035	9, 000, 000			
国際情報発信強化	-	-	-	-	_	-			
	115	53	46. 1	403, 900, 000	7, 620, 755	31, 400, 000			
学術定期刊行物	(101)	(76)	(75. 2)	(202, 100, 000)	(2, 659, 211)	(20, 000, 000)			
	-	_	_	-	-	-			
学術図書	(595)	(288)	(48. 4)	(406, 700, 000)	(1, 412, 153)	(7, 100, 000)			
	686	270	39. 4	428, 900, 000	1, 588, 519	9, 100, 000			
データベース	(163)	(68)	(41. 7)	(317, 300, 000)	(4, 666, 176)	(14, 800, 000)			
	163	71	43. 6	282, 700, 000	3, 981, 690	12, 700, 000			
숌 計	(961)	(491)	(51. 1)	(1, 029, 060, 000)	(2, 095, 845)	(20, 000, 000)			
	1, 065	451	42. 3	1, 213, 200, 000	2, 690, 022	31, 400, 000			

(2) 新規採択+継続分

(平成25年5月現在)

種目	=	果 題 数	ζ	配分額	1課題当たりの配分額				
性口	応募	採択	採択率	配力領	平均	最高			
	件	件	%	円	円	円			
 研究成果公開発表	(102)	(59)	(57. 8)	(102, 960, 000)	(1, 745, 085)	(9, 000, 000)			
可光 级术 召册先致	103	59	57. 3	113, 000, 000	1, 915, 254	9, 000, 000			
同 數性 # % /号 # //。	-	-	_	-	_	-			
国際情報発信強化	115	53	46. 1	403, 900, 000	7, 620, 755	31, 400, 000			
学術定期刊行物	(125)	(100)	(80.0)	(282, 600, 000)	(2, 826, 000)	(20, 000, 000)			
	22	22	100. 0	71, 000, 000	3, 227, 273	16, 400, 000			
学術図書	(601)	(294)	(48. 9)	(417, 300, 000)	(1, 419, 388)	(7, 100, 000)			
	697	281	40. 3	444, 600, 000	1, 582, 206	9, 100, 000			
データベース	(178)	(83)	(46. 6)	(364, 100, 000)	(4, 386, 747)	(14, 800, 000)			
	179	87	48. 6	349, 100, 000	4, 012, 644	12, 700, 000			
合 計	(1, 006)	(536)	(53. 3)	(1, 166, 960, 000)	(2, 177, 164)	(20, 000, 000)			
	1, 116	502	45. 0	1, 381, 600, 000	2, 752, 191	31, 400, 000			

注) 上段()内は、前年度の数値である。

問い合わせ先等

1 この公募に関する問い合わせは、下記に照会してください。

〒102-0083 東京都千代田区麹町 **5-3-1** (麹町ビジネスセンタービル) 独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第二課 成果公開・普及係 電 話 03-3263-4926, 1699, 4920 (直通)

2 この公募要領に記載されている内容は、日本学術振興会のホームページでご覧いただけます。 また、応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会の科学研究費助成事業ホームページ http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html